

三菱重工業（株）が行う航空機部品の製造時における規定違反について

平成23年6月21日
航空局技術部航空機安全課

本日、三菱重工業（株）が、貨物室ドアヒンジや点検用主翼パネル等の航空機部品の、規定された手順に従わず製造していた旨公表しました。

本事案は、同社が今年6月15日に告発文書を受領したことにより発覚し、社内の聞き取り調査の結果、2006年4月から2010年3月頃までの約4年間に亘り、同社名古屋航空宇宙システム製作所大江工場において航空機部品の製造過程で行う浸透探傷検査*の前処理作業の一部を規定に従わず行っていたものであり、誠に遺憾であります。

航空局としては当該事案を受け、同社に対し、早急に詳細な事実関係を報告するとともに、会社を上げて徹底した原因究明を行ない、その上で万全の再発防止策を講じるよう指示したところであり、さらに同社に対して立入検査を実施することとしております。

また、今後、詳細な報告結果をもとに、同社が製造する部品を搭載する航空機製造者や海外当局と緊密に連携をとりつつ、必要な措置を講じていくこととしております。

※浸透探傷検査とは、非破壊検査の一種で、部品表面に生じる微少な亀裂等の検出を目的とするもの。

(参考：対象部品を搭載した航空機（三菱重工業（株）からの情報による))

- ・ボーイング 787、777、767、エアバス 380、330、MH-2000、その他防衛省向け航空機、ロケット等

問い合わせ先

国土交通省航空局技術部航空機安全課 辻・千葉

電話 03-5253-8111（内線：50213、50202） 03-5253-8735（直通）